

平成 29 年度事業計画書

1. 貯水槽清掃作業従事者研修会事業

- (1)建築物衛生法施行規則第 28 条 2 号に基づき、登録業者の作業に従事する者に対し、貯水槽清掃作業従事者研修会を全国各地において実施する。
- (2)貯水槽清掃作業従事者研修会の科目を教授する者の体制を整える。
- (3)貯水槽清掃作業従事者研修会に必要な情報の収集を行う。
- (4)建築物衛生法に基づく各指定団体と協力し、登録業者の地位向上と事業の発展に努める。

2. 貯水槽水道衛生管理士講習会事業

- (1)保健所及び行政と情報交換しながら、飲料水槽の維持管理をし、安心安全で衛生的な飲料水確保を目指して、貯水槽水道衛生管理士講習会及び再講習会を全国各地において実施する。
- (2)貯水槽水道等の飲料水管理の実態に関する情報を収集し、調査・研究を行う。
- (3)建築物における給水管理の改善等に関する研究を行う。

3. 建築物におけるレジオネラ症対策講習会その他関連技術講習事業

- (1)建築物衛生法施行規則第 28 条 6 号に規定する感染症予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に基づき、厚生労働省告示 264 号をもとに建築物におけるレジオネラ症対策講習会を全国各地において実施する。
- (2)建築物におけるレジオネラ症対策の関連技術研究について取り組む。
- (3)建築物におけるレジオネラ症対策予防のため、入浴施設等の循環式浴槽における洗浄・消毒及び維持管理に取り組む。
- (4)建築物における給水・給湯（人口環境水）管洗浄技術に関する調査・研究を行う。
- (5)低圧電気取扱者安全衛生特別教育、ポンプや定水位弁メーカーによる構造及びメンテナンス等の関連技術をテーマとした講習会や研修会を全国各地において実施する。

4. 関係団体等連携普及啓発事業

- (1)建築物飲料水の衛生的管理に関する関連団体等連携普及啓発事業の講演会、説明会を実施または後援する。
- (2)建築物飲料水の衛生的管理に関する関連団体等連携普及啓発事業のシンポジウムに協賛する。
- (3)建築物飲料水の衛生的管理に関する関連団体等連携普及啓発事業の講習会に共催する。

5. 功労者等表彰事業

(1)建築物飲料水の衛生的管理に関する教育・研究等において顕著な功績があった者又は協会事業の向上発展に貢献した者等に対し、顕彰状、表彰状、感謝状による顕彰を行う。

6. 機関紙の発行事業

(1)建築物における飲料水の衛生管理に関する各種情報を収集し、広報・宣伝活動を行う。

(2)建築物における飲料水の衛生管理に関する優良商品について、機関紙「全水協」等を通じて広報・宣伝活動を行う。

(3)毎月15日に発行する機関紙「全水協」を会員及び関連団体等に提供し、知識の普及啓蒙を行う。

7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1)組織の拡充を図るため、各支部の新規加入会員の増強活動を積極的に展開する。

(2)各委員会を随時開催し、情報交換をしながら、会務及び事業の円滑を図る。

(3)各支部または各部会において、社会福祉施設等の貯水槽清掃奉仕、レジオネラ症対策における入浴施設の洗浄奉仕を行う等、ボランティア活動を推進する。

(4)貯水槽清掃等の業務に従事する者の定期健康診断の受診を奨励するなど、健康の維持増進を図る。

(5)貯水槽の適切な衛生管理に役立つための貯水槽清掃済証や貯水槽清掃報告書などの業務用書式を販売する。